

豊田市上下水道局における熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領

(目的)

第1条 近年の建設業界では、夏期における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる費用に関する現場管理費の補正が試行されている。

豊田市上下水道局においても建設業界の将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められていることから、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行に取組むこととする。

(用語の定義)

第2条 本要領における用語を次のとおり定義する。

- (1) 真夏日とは、日最高気温が30度以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。
- (2) 工事期間とは、契約書記載の工期をいう。ただし、余裕期間制度適用工事の場合は、覚書記載の実工事期間とする。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
- (3) 真夏日率とは、以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工事期間中の真夏日} \div \text{工事期間}$$

(対象工事)

第3条 豊田市上下水道局の発注工事で、以下の各号のすべてに該当する工事とする。

- (1) 設計書の単価適用日が令和8年4月1日以降の工事
- (2) 主たる工種が、屋外作業であること。
- (3) 現場作業日数が30日以上あること。

(取組内容)

第4条 本要領に基づく試行工事の取組内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 発注者は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行対象工事であることを、工事の特記仕様書に明記する。
- (2) 対象工事の受注者は、工事の着手前に提出する「施工計画書」に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、対象工事の監督員にその内容の承諾を受ける。
- (3) 対象工事の受注者は、工事期間内における真夏日の発生日数を確認できる資料を、別紙-1を参考に作成する。
- (4) 対象工事の受注者は、対象工事の監督員が最終変更設計書の作成開始時までに工事期間中の真夏日発生日数が分かる資料を提出する。最終設計変

更設計書の作成開始時については監督員との協議とし、これ以降の真夏日の発生日数は考慮しない。

(5) 対象工事の監督員は、提出された資料を確認し、現場管理費率（熱中症対策補正含む）を第5条により算出し、設計変更を行うものとする。

(積算方法等)

第5条 対象工事の監督員は、以下により現場管理費の補正を行うものとする。

(1) 補正方法

現場管理費の補正是、工事期間中の最高気温の状況に応じて、別紙一2を参考に補正值を算出し、現場管理費率に加算する。

$$\text{熱中症対策補正值} (\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \text{※}$$

※補正係数：1.2

※熱中症対策補正值（%）は、少数点以下3位を四捨五入し2位止めとする。

現場管理費率（熱中症対策補正含む）

$$= (\text{現場管理費率} \times \text{施工地域を考慮した補正係数}) + \text{補正值} \\ + \text{熱中症対策補正值}$$

(2) 補正時期

現場管理費の補正是、最終変更契約において行うものとする。

(3) 施工箇所点在型への適用

施工箇所点在型工事については、点在する箇所ごとに補正を行うものとする。

(4) 積算システムにおける操作

積算システムにおける現場管理費の補正方法は、別紙一3により行うものとする。

(気温の計測方法)

第6条 気温は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の測定値を用いることを標準とする。

2 第1項によらず環境省が公表している観測地点の暑さ指数（W B G T）を別紙一4を参考に用いることもできることとするが、その場合、W B G Tが25°C以上となる日を真夏日と見なす。

3 第1項及び第2項により難い場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法（参考資料3）に準拠した方法により得られた計測結果を用いることができるものとする。なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項、又はこの要領の規定により難い事項については、発注者が必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。